

「令和5年度予算執行に関する手続等について」(令和5年3月31日閣議決定)第3号(目の細分)  
に規定する財務大臣の指定する公共事業費等の一部改正について

財計第4357号

令和5年11月29日

別表4. 目の細分についての公共事業費等の指定経費の一部を次のように改正する。

一般会計内閣府所管の項中「沖縄開発事業費」の前に「地方創生地域産業基盤整備事業推進費、」を加え、国土交通省所管の項中「船舶交通安全基盤整備事業費」の次に「船舶交通安全基盤災害復旧事業費」を加える。